

## 浜松市下水道事業排水設備工事指定工事人の処分に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市下水道事業排水設備工事指定工事人規程(平成11年浜松市下水道部管理規程第2号。以下「規程」という。)第13条の規定に基づき、下水道排水設備工事指定工事人(以下「指定工事人」という。)の指定の取消し又は指定の効力の停止に係る措置の取扱い及びその他の事務処理について、必要な事項を定める。

(違反行為の調査等)

第2条 お客さまサービス課長、天竜上下水道課長又は北部上下水道課課長(以下「所管課長」という。)は、指定工事人が違反行為を行った疑いがあるときは、遅滞なくその事実関係の調査を行う。

2 所管課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定工事人に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 所管課長は、当該指定工事人からてん末書の提出を求めるとともに、天竜上下水道課及び北部上下水道課長は調査結果をお客さまサービス課長に報告する。

(違反行為に対する措置)

第3条 お客さまサービス課長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消し又は指定効力の停止処分が必要と認められるときは、違反行為調査報告書(様式第1号又は第2号)を作成するとともに、意見を付して浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)及び上下水道部長に報告する。

2 お客さまサービス課長は、前項の処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため、注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意を行うことができる。

3 前2項の処分又は注意に係る違反行為の認定及び措置の適用は、「浜松市下水道事業排水設備指定工事人の違反行為の処分基準」のとおりとする。

(審査委員会への諮問)

第4条 管理者は、前条第1項の報告を受けたときは、規程第17条に定める浜松市上下水道部指定工事人審査委員会(以下「委員会」という。)に諮問する。

(処分の手続き)

第5条 管理者は、委員会の答申を受け違反行為の内容が指定の取消し又は指定効力の停止に相当すると認めるときは、当該処分の名あて人になるべき者について、「浜松市上下水道部聴聞及び弁明の機会の付与に関する要領」にもとづき、意見陳述のための手続きを行うものとする。

( 処分の決定 )

第 6 条 管理者は、聴聞及び弁明の機会の付与並びに委員会の意見等を聞き、処分を決定する。

( 処分等の通知 )

第 7 条 管理者は、指定の取消しを決定したときは、処分決定通知書 ( 様式第 3 号 ) により、速やかに当該指定工事人に通知する。

2 管理者は、指定の効力の停止を決定したときは、処分決定通知書 ( 様式 4 号 ) により、速やかに当該指定工事人に通知する。

3 管理者は、注意を決定したときは、違反行為注意指導書 ( 様式第 5 号 ) により、その旨を当該指定工事人に通知する。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する場合において、管理者は、規程第 1 5 条の規定により公示する。

( 下水道排水設備工事責任技術者に対する措置 )

第 8 条 管理者は、静岡県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習会等実施要綱に定める下水道排水設備責任技術者 ( 以下「責任技術者」という。 ) に、要綱第 1 8 条第 1 項に違反する行為があったと認めるときは、当該責任技術者の事情聴取を行い、その内容を登録取消等該当者報告書 ( 様式 6 号 ) により、静岡県下水道協会会長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。